

## **熊本都市計画区域マスタープランの変更の必要性及び理由**

都市計画区域マスタープランは、都市計画法の改正を受けて平成16年5月に当初策定した。その後、平成20年から平成21年にかけて旧熊本市と旧富合町、旧植木町及び旧城南町が合併し、平成24年4月に政令指定都市へ移行したことにより、同プランを変更した。さらに、平成27年5月には、2回目の変更を行っている。

前回策定から約10年が経過する間に、少子高齢社会の進行、熊本地震や豪雨災害の発生、半導体関連企業の集積、桜町バスターミナルの開業、熊本西環状道路の整備、都市計画法の改正など、都市を取り巻く状況に大きな変化が生じた。これらの社会的・経済的・法制度的な変化を踏まえ、都市計画区域マスタープランの見直しを行う必要があることから、今回変更を行うものである。